剣道用具確認証

全国青年剣道大会会長 殿

本大会の出場にあたり、（　　　　　 都･道･府･県チーム選手の）使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日 付： 　　　年 　　月 　　日

　　　　　　都・道・府・県

　　監督氏名：　　　　　　　　　　　　　　印

記

1）竹刀関連：検査本数 ： 合計 　　　本（大会検査所提出本数）

□ 竹刀の長さ（全長）が適正

□ 竹刀の重さが適正

□ 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正

□ 先から8センチメートル部分のちくとうの太さ（対角）が適正

□ 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている

□ 先革の長さが適正

□ 中結の位置（＝全長の約1/4）が適正

□ 各ピース（竹）の間の隙間がない

□ 破損・ささくれはない

□ 不当な付属品を使用していない

□ 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない

□ 柄革に名前の記入、若しくは押印のあるもの

2）小手関連

□ こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の1/2以上を保護している

□ 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が2.5センチメートル以内である

□ 小手頭部･小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3）面関連

□ 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている

□ 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4）剣道着関連

□ 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上